

実は身近な問題「産業廃棄物」について考えてみましょう

私たちの暮らしからも発生する産業廃棄物(産廃)は、リサイクルの努力を最大限行っても、現在の技術ではゼロにすることはできません。最後は最終処分場で埋め立てられますが、県内に受け入れ可能な施設がないため県外に処分を頼るしかない産廃もあります。

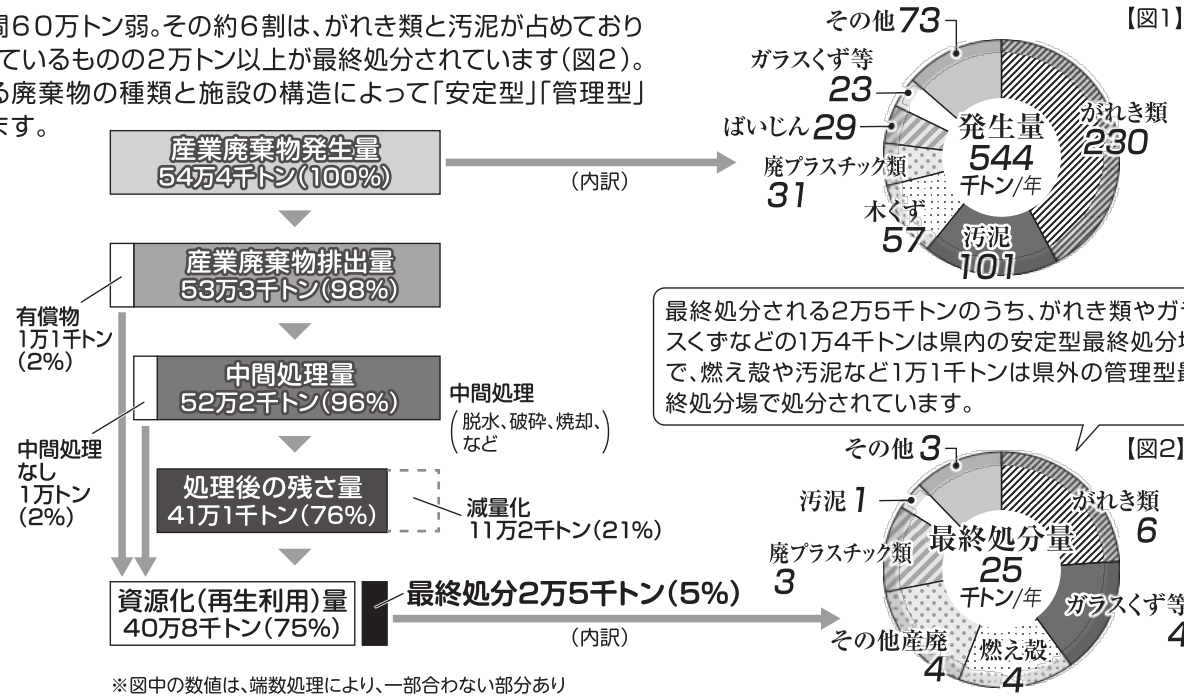
1 産廃はどう処理されているの？どんな最終処分場があるの？

県内で発生する産廃は年間60万トン弱。その約6割は、がれき類と汚泥が占めており(図1)、多くがリサイクルされているものの2万トン以上が最終処分されています(図2)。最終処分場は、埋め立てる廃棄物の種類と施設の構造によって「安定型」「管理型」「遮断型」の3つに分類されます。

県内の最終処分場は、主に安定型の施設で、雨水にさらされてもほとんど変化しないがれき類、ガラスくずなどを処分しています。

発生から最終処分まで

2018(平成30)年度に発生した第1次産業を除く県内の産廃約54万4千トン(図1)は、脱水・破碎・焼却などの中間処理により排出量の21%を減らし、75%が再生利用、5%の2万5千トンが最終処分されました。



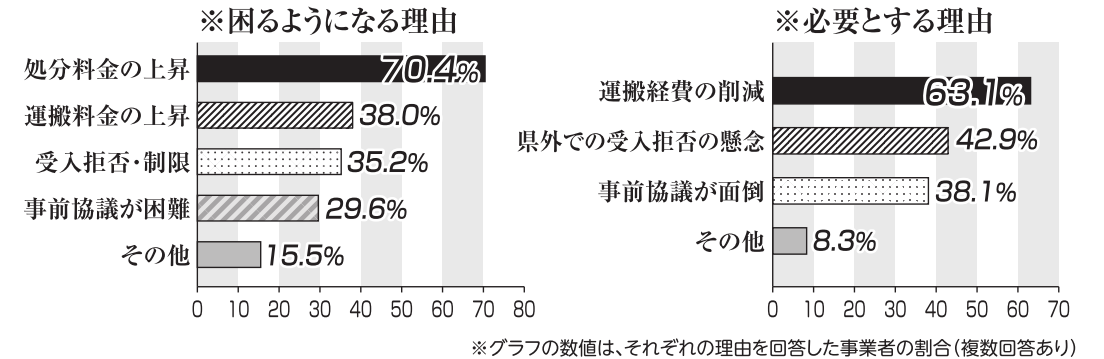
2 どうして県内に管理型最終処分場が必要なの？

燃え殻や汚泥などを、広く受け入れできる管理型最終処分場が県内にはないため、年に1万トン以上が県外へ搬出されています。しかし今、多くの都道府県が県外からの搬入を規制しており、県内の産廃を排出する事業者や産廃を処理する事業者の多くは、将来、最終処分に困るようになるのではないかと不安を感じています。

＜県内事業者へのアンケート調査結果(平成30年度)＞

県内で産業廃棄物を排出している事業者などの約8割は、将来、最終処分について困るようになる」と回答

約9割は、県内に最終処分場が必要」と回答



※産業廃棄物最終処分場については、「最終処分場の必要性」として県のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/261510.htm>)にも掲載しています。次回は、管理型最終処分場とはどのような施設なのかについて考えます。(3月28日(日)掲載予定)



問合せ先

県庁 循環型社会推進課

電話:0857-26-7681 FAX:0857-26-7563

最終処分場の
必要性について



前回の内容はこちら

